

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月19日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年霧島市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1中「別表第1(第4条関係)」を「別表第1(第4条第1項関係)」に改める。

別表第2中「別表第2(第4条関係)」を「別表第2(第4条第1項及び第2項関係)」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)附則第1条本文に規定する施行の日から

施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。